

第183回 横浜市個人情報保護審議会会議録

議 題	1 会議録の承認
	2 審議事項
	(1) 水道料金減免事業（障害・要介護要件）に係るシステム構築及び運用について （個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）
	(2) 要介護認定業務委託について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）
	(3) 管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム構築及び運用・保守業務委託について （個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）
	(4) 高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）沿線地域交通行動調査について （個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）
	(5) 市立学校における授業支援システム（ロイロノート・スクール）の利用 （個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。）
	(6) 横浜市情報公開・個人情報保護審査会のWEB会議による開催について （個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）
	3 報告事項
	(1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告 横浜市マイナンバーカード臨時申請窓口事務に係る防犯カメラ運用事務
	(2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告 乗車券(デジタル版)発売事務
	(3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告 改正健康増進法に係る届出事務処理業務委託
	(4) 公共事業IT化に係る電子計算機処理についての報告 電子入札システムによる入札参加資格審査
	(5) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告 HDDデータ復旧作業委託
	(6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書（4件）
	4 その他

	<p>(1) 個人情報漏えい事案の報告（令和2年6月20日～令和2年7月22日）</p> <p>(2) いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について（報告）</p> <p>(3) その他</p>
日 時	令和2年7月29日（水）午後2時～午後5時
開催場所	市庁舎3階市民情報課会議室
出席者	中村会長、板垣委員、大谷委員、加島委員、鈴木委員、新田委員、三品委員、吉田委員
欠席者	土井委員
開催形態	公開（傍聴者なし）
決定事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>・審議事項(1)から(6)までについて、承認する。</li> <li>・報告事項及びその他について、了承する。</li> </ul>
議 事	<p><b>【開 会】</b></p> <p>（事務局） それでは、ただいまから第183回横浜市個人情報保護審議会の御審議をお願いいたします。</p> <p>審議に先立ちまして、本日の定足数について御報告いたします。</p> <p>本日は、土井委員から御欠席の御連絡をいただいております。板垣委員は16時で御退席されますが、ほか7名の委員は開始から終了まで御出席をいただくこととなりますので、横浜市個人情報保護審議会規則第4条第2項の規定による定足数を満たしており、審議会は成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>また、審議に先立ちまして、第11期から委員をおつとめいただく板垣委員でございますが、前回御欠席でしたので、御挨拶をお願いしたいと思います。</p> <p>（板垣委員） &lt;御挨拶&gt;</p> <p>（事務局） ありがとうございます。それでは、このあとの議事につきましては、会長よろしくをお願いいたします。</p> <p>（中村会長） ただいまから、審議会を開会いたします。それでは、議事に入ります。</p> <p>本日の審議に入る前に、本日の審議会はWEB会議による方法にて開催したいと思います。委員のみなさまよろしいでしょうか。</p> <p>（各委員） &lt;異議なし&gt;</p> <p>（中村会長） それでは本日はWEB会議にて開催いたします。事務局から、本日のWEB会議について連絡があるようです。</p> <p>（事務局） &lt;WEB会議システムの使用方法について連絡&gt;</p> <p><b>1 会議録の承認</b></p> <p>（中村会長） それでは、議事に入ります。</p> <p>まず最初に、第182回審議会の会議録につきましては、既に送付済みですが、何か御意見等がございますでしょうか。</p> <p>私から1点誤記の指摘ですが、会議録案3ページの下から11行目の「見知」は正しくは「見地」だと思いますので訂正してください。</p>

(事務局) 承知しました。  
(中村会長) その他に、特に御意見がなければ承認とさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。  
(各委員) <異議なし>  
(中村会長) それでは承認といたします。

## 2 審議事項

### (1) 【案件1】水道料金減免事業(障害・要介護要件)に係るシステム構築及び運用について(個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。)

(中村会長) まず、案件1「水道料金減免事業(障害・要介護要件)に係るシステム構築及び運用について」の説明をお願いします。  
(事務局) <所管課及び審議事項について説明>  
(所管課) <資料に基づき説明>  
(中村会長) ただいま説明がありました案件1につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。  
(三品委員) 6ページの「電子計算機処理の開始」の部分で「入力項目」のちに、「任意で入力できるメモ欄」とあります。どんなことをメモするものですか。  
(所管課) 任意なので、特定の入力項目が決まっているわけではありませんが、水道局の管理システムとの連携等を想定している中で、何らかのそごがあったり、個人情報は何らかの理由で一致せず矛盾が生じた場合に注釈を加えたりします。それぞれのシステムの連携に間違いがないことの確認等を当面は想定しています。  
(三品委員) 矛盾というのはどのようなものでしょうか。同姓同名とか、色々なことが書かれるのでしょうか。  
(所管課) 例えば、水道局のシステムについては、本人が記載した住所が記載されています。福祉保健システムでは、住民基本台帳の情報を利用しているので表示が異なることもあります。そういったことを修正するための記載を想定しています。  
(三品委員) 地番や町名を書くのか、ハイフンで書くのかというイメージですかね。  
(所管課) はい。  
(大谷委員) 4ページと5ページの「事務全体の概要」を見ると、申請された方に最終的には減免が受けられるのかどうかについての回答がなされるということだと思いますが、その際に、申請された方の申請書のデータではなく、障害福祉システム等から水道料金システムの中に取り込まれているデータを使うのだと思います。水道料金の減免の場面に該当するのかどうかわかりませんが、市の事務では、例えばDV(家庭内暴力)などで住所を知られたくない方への通知の宛先などは非常に気を遣うと聞いています。減免の通知を出す際、他のシステムと連携

したときに正しい宛先、つまり申請された方が居住している住所に送られる仕組みになっているのでしょうか。水道料金の減免システムからの通知の事務では、このような懸念事項がないのであれば、そのような回答で結構ですし、何らか懸念があるのなら、通知の宛先についてどのような留意事項がありますか。

(所管課) 6 ページの「(1) 申請入力」に、「福祉保健システムデータベースから取得して表示」の部分があります。そこのセに「DV付せん」という表示があります。この事務で通知を発送する場合に、委員が御指摘されたような懸念がありますので、DV付せんの情報について、水道局のシステムとデータを共有し、発送の際に当該データを必ず確認して対応します。

(大谷委員) 福祉保健システムの中に「DV付せん」という情報を持ち、そこに最新の情報が掲載されているということかと思えます。例えば、介護保険システムや障害福祉システムと連携している部分については、そういったデータは気にしなくて大丈夫なののでしょうか。

(所管課) DVの情報は、福祉保健システム、障害福祉システム及び介護保険システムで同時にそれぞれで共有されています。介護保険システムや障害福祉システムの情報をもって本人に通知したり、連絡を取ったりはしません。必ず福祉保健システムに情報を連携してから発出します。福祉保健システムで持っているDV情報がきちんと把握できれば、そういった情報が漏れることはないかと考えています。

(大谷委員) そういったルールの下に運用されているのであればいいと思います。

(中村会長) 5 ページの福祉保健システムへのデータの取込みに関し、障害福祉システムだけは手動でUSBを使って取り込むようになっているのですが、これは自動でシステム間で連携する仕組みを取れないのでしょうか。

(所管課) 本来であれば、システムとしては内部での情報連携は可能ですが、障害福祉システムの改修の都合があります。そのため、内部データの連携ではなく障害福祉システムで既存の機能として持っている毎月出力している支給実績データを、外部連携で取り込む形にしています。

(中村会長) 9 ページの4の「個人情報の管理体制」で、「外部媒体の使用」としてDVDが媒体として挙がっていますが、どういう場面で使われますか。

(所管課) 水道局とのデータ連携の際に、システムが物理的に完全に分離されているため、水道局とのやり取りで使用を想定しています。

(中村会長) 8月1日から個人情報の取扱が始まりますが、委託業者はまだ決まっていないのですか。

(所管課) 先日、契約を決定しました。現在、福祉保健システムの開発、運用、保守をしている事業者である日本電気株式会社に委託します。

(中村会長) 具体的な個人情報保護体制については後日報告してください。

(所管課) 承知しました。

(中村会長) それでは、案件1を承認するというところでよろしいでしょう

か。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

**(2)【案件2】要介護認定業務委託について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）**

(中村会長) 次に、案件2「要介護認定業務委託について」の説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま説明がありました案件2につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 今回の新しいセンターに委託する部分は、新規分だけでなく、更新や区分変更申請があるかと思うのですが、それも含めてですか。

(所管課) はい。全て委託する予定です。

(加島委員) 要介護の基準が変わったりすることで揉めるかと思うのですが、前回分の申請時の資料は使わないのですか。

(所管課) 二、三年後の更新申請のサイクルになってきますけれども、その時の要介護者の状態を見ます。前回の要介護度が幾つだったかは資料には記載されていますが、あくまでも現在の状態で見ます。

(加島委員) 前回分は認定結果のみということですね。

(所管課) はい。

(新田委員) 認定まで30日が、今は40日ぐらい要しています。もう少し短縮できるのでしょうか。結果が出るまでに亡くなってしまうケースもあります。早く認定を受けられるようにしていただければと思います。

(所管課) 区役所の専門職が確認作業に時間を要しています。なかなか主治医意見書が来なかったりもします。電話での催促をして、少しでも30日以内になるように努めていきます。

(三品委員) 19ページの「委託先個人情報保護管理体制」において、「個人情報取扱者の人数」や、「電算処理を行う場合の個人情報保護対策」があります。39名が39台のデスクトップ型パソコンで個人情報を取り扱うことになっていますが、作業量として39名が39台を使ってやらなければならないレベルのことなのでしょうか。

(所管課) 件数もかなり多く、内容確認に手間がかかります。分担して処理するためにも1人1台を用意し、少しでも日数を短縮していきます。

(中村会長) それでは、案件2を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

**(3)【案件3】管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム構築及び運**

用・保守業務委託について（個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件3「管理不全空家等の指導情報等全庁管理システム構築及び運用・保守業務委託について」の説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま説明がありました案件3につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(板垣委員) この全庁管理システムでは、横浜市内のどのぐらいの数についてファイルに記入することが現時点で想定されているのでしょうか。これまで神奈川区や瀬谷区で行った実績から、どのぐらいが推測されますか。

(所管課) 現在おおよそ3,000件程度あるのではないかと想定しています。今後は増えていくと考えています。

(板垣委員) 一昨年に横浜市でごみ屋敷条例が制定されました。そちらの把握もこのシステムを使って行っていくのですか。

(所管課) ごみ屋敷については、原則としては居住者への支援や指導を行います。こちらは居住者のいない空き家等なので、一義的には別のシステムとなり、相互の連携は考えていません。ごみ屋敷が空き家になってしまった場合には、改めてこちらのシステムに載せていきます。

(板垣委員) 空き家といっても、人が居たり居なかったりということになります。だからこそ「管理不全の家屋」と言っています。管理不全であれば、人が居る居ないに関わりなくこのシステムに登録するのですか。

(所管課) 法律上は、「年間を通じて利用又は使用の実態がないもの」となっているのですが、近隣の方から空き家について情報が寄せられると、建物の状況や所有者の有無を調査することになりますので、近隣から相談があれば、色々なケースをこのシステムに入れることはあるかと思えます。

(新田委員) 近隣の方に、ここは誰の家だという情報は一切漏らすことはないですね。

(所管課) はい。

(大谷委員) このシステムには行政指導の経過などが記録されていくと思いますが、法律上のいわゆる措置の内容についても記録されていくのでしょうか。また、特定の空き家について問題が解決した後の過去のデータの取扱はどのようになりますか。

(所管課) システムとしては常用となっているので、基本的にはデータが残ってきますが、本市の文書の保存年限等との整合を取りながら運用していきます。

(大谷委員) 問題が解決した後も過去のデータとしては残るものの、そのデータの取扱については今後決めるということでしょうか。

(所管課) システムとしては、情報は残ると思えます。

(大谷委員) 親族や関係者にとっては、もしかすると不名誉な情報になるかどうかと思いますので、一旦問題が解決した後の情報へのアクセスの仕方などについてルールを決めて不利益が生じない運用にしてください。

(事務局) 35ページに実施機関での保存期間があります。紙データは「解消後1年」で、電子データは「常用」とあります。通常、常用文書でも「完結した後何年」と設定されるかと思います。

(所管課) その「完結した」ということが、問題が全て解消なのか一部解消なのかという、運用上、完結の時点をどこで見るとかということがあります。ただ、完結した事案の扱いについては、今事務局から説明があったとおりです。システムの中で削除していくのか、アクセスの方法を工夫するのか、こちらで検討します。

(事務局) 電子データをいつまでも保存しておくのはまずいと思いますので、整理して修正してください。

(所管課) 承知しました。

(鈴木委員) 34ページの「受託者の選定基準」を見ると、公募型指名入札で「中小企業」との記載があります。中小企業の場合もあるという理解でいいですか。

(所管課) 本市では、入札において、中小企業振興条例に基づき、基本的には市内中小企業を優先するという条件があります。市内中小企業を第一優先としたところ、条件に合致する者が1者しかいませんでしたので、競争性を担保するために市外の企業も入れています。

(鈴木委員) 受託者のデータセンターがあることが前提になっているようだったので、データセンターを運用し続けられるような法人が市内の中小企業で存在するのだろうかと思いました。

(中村会長) それでは、案件3を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

**(4)【案件4】 高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）沿線地域交通行動調査について（個人情報を取り扱う事務開始届出書及び個人情報ファイル簿兼届出書を含む。）**

(中村会長) 次に、案件4「高速鉄道3号線の延伸（あざみ野～新百合ヶ丘）沿線地域交通行動調査について」の説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま説明がありました案件4につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思います。

しばしばあるアンケート調査の事案だと思います。

(大谷委員) よくあるアンケートですし、アンケートでは名前を収集しないものの個人情報として管理をしてもらう体制を取っているのが良いと

思いました。今回の特色は、集計結果を地図上に表示するという点で、適切にプロットするという事は非常に神経を遣うものですが、それだけの意味のあるアンケートだと思います。細かい情報を地図上に表示するという取扱は、ただの集計と違ってしますので、アンケートでその点を明示したうえで回答者の了承を得てもらえればと思います。

(中村会長) それでは、案件4を承認するという事でよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

(中村会長) ここで10分間の休憩とします。

(板垣委員退席)

**(5)【案件5】市立学校における授業支援システム(ロイロノート・スクール)の利用(個人情報を取り扱う事務変更届出書及び個人情報ファイル簿変更届出書を含む。)**

(中村会長) 次に、案件5「市立学校における授業支援システム(ロイロノート・スクール)の利用」の説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま説明がありました案件5につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思ひます。

(大谷委員) 児童生徒がこのサービスを活用することになると、家庭で通信環境が十分であることが必要です。オンラインスクールをしている人たちから話を聞く機会があったのですが、家庭での通信環境の整備のための何らかの支援等がないと、安全でない場所で子どもが使う懸念もあるようです。横浜市として、児童生徒がこういったサービスを使うための環境整備について、どのような取組をしていますか。

(所管課) 通信環境のない家庭については、コロナ対策の一環として、ポケットWi-Fiのルーターを就学援助家庭に貸すための国からの補助金制度がありますので、当該制度を利用してポケットWi-Fiと学校にある教育用パソコンをセットにして貸す方策を考えています。

(鈴木委員) 市内全ての小中学校の児童生徒が対象ですが、ロイロ社はそれほど規模が大きい会社ではないかと思ひます。会社に万が一のことがあった場合に、どのようなリスクが想定されますか。

(所管課) ロイロ社は市内の中小企業ですが、全国で導入事例があります。私立校も含め、広く導入実績があります。ロイロノートスクール自体が使えなくなることはありますが、使えなくても授業には特に支障が出るものではありません。クラウドサービス上の個人ごとの情報は、アカウントがなくなると自動的に全部消去されます。漏えいなどのリスクはないと考えています。



(三品委員) 横浜市の公立の小学校については、1人1台アップル社のタブレット端末であるiPadを支給するようです。中学校では、グーグルクロームを支給するというのですが、ハードウェアとしては何を支給するのですか。「グーグルクローム」というのは、ハードウェアのことですか、ソフトウェアのことですか。

(所管課) 56ページから、6月22日の記者発表資料があります。二番目に「端末の選定」があります。57ページには、学校種別ごとに選定機種を載せています。国のギガスクール構想では、小学校、中学校、特別支援学校の小学部及び中学部について、1人1台のパソコンを支給する形になっています。全額、国の費用です。小学校の児童は、iPadを1人1台支給します。中学校は、クロームOSのノートパソコンであるクロームブックを1人1台支給します。

(中村会長) 今回、児童生徒と保護者が同じアカウントでアクセスすることになるようですが、児童生徒の個人情報を保護者が見ることができてしまいます。保護者と学校とのやり取りも、保護者の個人情報ですが、子どもが見ることができてしまいます。その点は、児童生徒と保護者の双方の同意を取るからいいという理解なのですか。

(所管課) 保護者と学校との連絡内容は、子どもの欠席についてや健康チェックについてのものです。秘匿性の高い情報についてはこのツールを使わないという形で説明し、同意を取ります。保護者が使い慣れるまでには時間を要することが想定されるので、児童生徒と共通のアカウントを使う形を想定しています。

(中村会長) 児童生徒は、小学生ぐらいだと親の監護権の下にありますので、その情報を親が知ることも必要かもしれません。しかし、中学生ぐらいになってくると、自分のプライバシーに関わる情報もあります。日記とかも情報としてここに載るみたいですが、児童生徒の同意をきちんと取るということですか。

(所管課) 保護者や児童生徒に対し、使い方の運用ルールを事前に説明し、同意を得てやっていきたいと考えています。

(中村会長) 両親が保護者としてアカウントとパスワードを持っていてアクセスできますが、父親がDVの加害者で、子どもと母親が保護されているときに、父親がそのアカウントでアクセスすると、子どもの状況が分かっってしまうのではないかと思います。そのような場合には、母親側からの要請によってアカウントを変えることも考えていますか。

(所管課) 父親からのDV等で保護施設等に逃げている場合は、普通は学校にいないことになっていませぬので、アカウントの取扱いについても学校が気をつけて運用するという形になります。一回、1人1アカウントとして発行しますが、必要に応じてアカウントやパスワードの変更もしていきます。

(吉田委員) アカウントが消えるとクラウド上のデータが消えますが、教員としては、子どもがこれまでの学習内容を見られなくなってしまい不都合だと思います。私が講義しているときには、デバイスがないので、プリントアウトできる学生ばかりではありませんので、写真を撮りな

さいと言って記録させています。学期の終わりに市内から転出すると、使わなくなったアカウントが消えて学習内容が見られないということでしょうか。

(所管課) 転出するとアカウントがなくなるので、データもなくなります。

(吉田委員) そうすると、子どもたちはこれまで勉強したことをどうやって振り返るのですか。審議会としては個人情報削除できれば良いのですが、教育のシステムとしてはダウンロードや保存ができて個人の端末に保存できると良いのです。それはできるのですか。

(所管課) 例えば、小テストや宿題などで提出されたデータは、先生の側に残っています。クラウドにある個人のデータはなくなりますが、先生に提出された学習の履歴などは先生の側で保管できています。

(吉田委員) 板書内容やこれまでのやり取りが見られないと、子どもとしては学習内容が振り返れないだろうと思ったのですけれども。そこは消えてしまうのですか。

(所管課) クラウド上にあるデータは消えますが、必要なときにデータを退避させることはできますので、全く何もなくなってしまうことはないです。必要に応じて、自分の端末にダウンロードできます。

(中村会長) この制度は、昨今の情勢からすると有効な教育方法なのだと思いますが、一方で、個人情報や教育情報を守りながら、一方で有用な情報を使えるようにするというところで、なかなか扱いが難しいものだと思います。今後その点を留意して事業を行ってください。

(中村会長) それでは、案件5を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

#### (6) 【案件6】横浜市情報公開・個人情報保護審査会のWEB会議による開催について（個人情報を取り扱う事務開始届出書を含む。）

(中村会長) 次に、案件6「横浜市情報公開・個人情報保護審査会のWEB会議による開催について」の説明をお願いします。

(事務局) <所管課及び審議事項について説明>

(所管課) <資料に基づき説明>

(中村会長) ただいま説明がありました案件6につきまして、御質問、御意見をいただきたいと思えます。

(加島委員) 昨日、東京都の会議に出ました。医療法人を認可するかという会議で、都もWEB会議を結構行っていますが、機密情報を扱うということでWEB会議にはしないという委員長の判断がありました。横浜市情報公開・個人情報保護審査会の非開示情報は、横浜市のWEB会議セキュリティ基準のようなものがあって、それに基づいて大丈夫だということでしょうか。WEB会議をやってよいかどうかの基準が横浜市にあるのかどうか聞きたいです。

(所管課) 横浜市ではそのような基準は特にありません。

(加島委員) いくつかの民間企業などにも聞きましたが、例えば新製品の開発など、かなり機密性の高い情報については、WEB会議にはしないで会議室で行うという基準を設けているところもあるようです。今回、この非開示情報について、横浜市のセキュリティポリシー上の基準があるのではないかと思います。そのどれに該当しているのか、WEB会議でも大丈夫だというような基準を示さないと、まずいのではないかと思います。

(所管課) 基準と言い切れるかどうか分かりませんが、IT事務を所管する総務局から「外部とのWEB会議について」という通知がありまして、その中で、留意事項として「運用ルールを作成する」とか、「会議の性格に応じて一定の機材を使う」ということです。例えば、機密性の高いものについては有償のWEB会議システムを使うというような例示はされています。

(加島委員) セキュリティに関して、どのレベルまではOKということはないのですか。WEB会議を否定するものではありませんが、これだけのことをしているからOKということ個人情報保護審議会が決定すると、後で事故が起こったときに、「個人情報保護審議会が決めた」となってしまう。横浜市で、非開示情報に関して、セキュリティポリシー上、WEB会議でも差し支えないという判断基準を作ってもらえれば、それに合致しているのだから、審議会としても了承できる気がします。

(所管課) 残念ながら、セキュリティ担当でそこまでの基準を作ってもらえる状況ではありません。一応の目安を示した上で、それぞれの所管課で判断してくださいというのが横浜市のIT部門のスタンスです。この審査会では色々な情報を扱いますが、審議で議論するとき、非常に機密性の高い情報を読み上げたり、画面に映すことは実際にはありません。WEB会議を通じてやりとりをする情報に、非常に機密性の高い情報が入ってくることはあまり想定していません。対象となる情報は、手元のiPadの中にある資料をそれぞれの先生に見てもらいながら議論します。インターネット上のやり取りという面では、機密性の高い情報を読み上げるということはありませんし、それほど大きな問題はないと考えます。むしろ機密性の高い情報を先生の自宅に届けて預けることについて、どういうふうにしたらいいかを考えました。アップル社のタブレット端末であるiPadという機材は、かなりセキュリティが確保できると判断して、こういったやり方にしました。

(加島委員) 私は、審査会の非開示情報がどのようなものなのか中身がよく分からなかったのですが、いまの説明でだいたい分かりました。もし本当に情報としてかなり機微だということになれば、審査会の委員長の判断で、この情報はWEB会議には出さないという判断が行われると考えていいですね。

(所管課) そういうこともあり得るかと思います。

(加島委員) 会議の資料はiPadで届くのですよね。WEB会議参加者のそれぞれの先生方は、自宅のパソコンで見るわけですか。

(所管課) いいえ。送付した i P a d で資料を見ます。i P a d から資料のデータは取り出せないようにします。

(加島委員) WEB 会議自体も i P a d でやるのですか。

(所管課) WEB 会議は先生方の自身のパソコンで行います。それとは別に送付した i P a d を手元に置いて資料を見てもらいます。

(加島委員) 分かりました。先生方の持っているパソコンのセキュリティ基準がどうなっていますか。ウイルス対策ソフトがちゃんと整備されているかとか、シヨルダーハッカーのようなことが行われない場所で行うとか、そういった基準もちゃんと作っていますか。

(所管課) 委員の方々が利用する端末のセキュリティ対策については、市民情報課で「WEB 会議に参加する方については、このルールに従ってください」というものをお示しています。この審議会でも使っています。委員の利用端末について、OS や WEB 会議で利用するソフトウェアは最新化されていること、利用場所のセキュリティとして、覗き込みや立ち聞き等によって会議内容が漏えいするリスクを避けるといったことを定めています。当該ルールに従っていただくようお願いしています。

(事務局) 前回の審議会の冒頭で、WEB 会議の実施要綱を御承認いただきましたが、審査会においても同様の WEB 会議の実施要綱を定めています。基本的には同じような内容で運用ルールを定めています。

(加島委員) 分かりました。

(三品委員) この問題は 2 つあります。1 つ目は、WEB 会議でやり取りすることでのセキュリティの問題と、2 つ目は、事前に資料を i P a d に搭載して送ることでのセキュリティの問題です。i P a d を送ることについては考えたという話がありました。今までの審査会の取扱いとして、非開示情報を紙ベースの媒体で各委員にあらかじめ送って審議の参考にしていただくとか事前に御目通しいただくことがあったのでしょうか。

(所管課) 紙ベースで事前に自宅に送ることはしていません。会場で見てもらう扱いにしていました。

(事務局) 全くないわけではありません。論点をまとめた審議資料は事前に送ることはあります。審査請求書や非開示とした文書の現物は自宅には一切送っていません。

(三品委員) 今回、この審査会では、各委員の事務所や自宅など審査会場以外に、非開示情報を i P a d に載せるという形で外部に出すという初の試みをするのでしょうか。

(所管課) そのとおりです。

(三品委員) 色々やり方はあると思います。紙や i P a d で送ったり、WEB からダウンロードしてもらうなどです。その中で i P a d を送ることを選んだ理由はありますか。

(所管課) 紙の場合は容易にコピーできます。また、全ての枚数が確実に戻ってきたかの確認が難しいです。i P a d で送った場合には、その i P a d 自体を WiFi やインターネットに接続できないようにしたり、P

プリントもできないようにすれば、i P a dから外に情報を取り出されることやどこかに紛れてしまうこともありません。

(三品委員) i P a dは機能として、紛失した場合に「i P a dを探す」という機能があって、WEB上で当該i P a dがどこにあるのか探せたような気がするので、紙よりは少なくとも後追いができるかと思いました。それとは別に、例えば、指紋認証で、委員しか開けない端末を利用することは難しいですか。今の携帯電話であれば、ほぼ指紋認証はあると思ったのですが。

(所管課) 指紋認証も可能ですが、パスワードでも10回失敗すれば二度と開けられなくなったり、自動的に内容が消去されてしまう設定もできます。パスワード入力でも十分、セキュリティを確保できると考えています。指紋認証のほうがよければ、指紋認証を設定して送ることは可能です。

(三品委員) パスワードは6桁や4桁の数字なので、パスワードと指紋認証の両方もできるのかもしれませんが。その点は指摘させてもらったほうがいいかなと思いました。

(所管課) 指紋認証だけという設定があったかどうかは自信がありません。もしそれでよければ、そういうふうにしたいとは思いますが。

(大谷委員) セキュリティ上のリスクは、今、三品委員からも御指摘があったように、複数の観点で起こり得ると思っています。1点目は、WEB会議システムに対する攻撃や不正アクセス、2点目は、非開示資料が保存されている端末そのものの問題、3点目は、このWEB会議に参加する委員が使用しているデバイス利用環境のリスクがあろうかと思っています。WEB会議システムについて幾つか調べてみたところでは、本件のWEB会議システムであるWe b e xを使用することについて、不正アクセスによる通信の漏えいに対する対策が十分に講じられているというのは、68ページの部分です。暗号化オプションを利用した場合のセキュリティのレベルは非常に高いということで、様々なところで使用されています。例えば、テレワーク環境におけるセキュリティ対策として、WEB会議システムとしてWe b e xを採用しているところがあります。また、内閣官房の重要会議においてもWe b e xが採用されていることから、気軽に使いにくいという部分はありますが、安全性の高いシステムであると理解しています。そして、i P a dのセキュリティは、所管課から説明があったように、パスワードで失敗すると二度と入れなくなるとか、かなり厳しい機能になっていて、紛失したり盗難されたものを他者が利用して中の情報にアクセスしようとしても難しい状態になります。高価ですが良い物を選択したと考えています。残るは、委員のシステムやデバイスの管理についてですが、高齢などにより難しい方々もいるかもしれませんが、その方々に対しても所管課がサポートや留意点などについて十分に注意喚起していることなら、その点についてはカバーされているのかなという気もしています。企業だと、その部分については誓約書を発行していただいたり、毎回チェックリストにチェックしてもらおうなど、リスクを最小化する

対応を取っています。もし審査会メンバーのITリテラシーに懸念がもしあるようなら、所管課で十分サポートすることをお勧めしたいと思います。それができていれば、ほぼ問題ない形で審査会をWEB会議システムで運営できるのではないかと思います。

(鈴木委員) 少し脱線になりますが、すごく重要な個人情報についての審査会をWEB会議ですするという議論をしている反面、横浜市の別の審査会の下にある委員会について、「WEB会議での開催を検討しているか」と尋ねたところ、「下部組織なのでWEB会議はできない」という回答でした。リスクの高いものでもWEB会議ができるのに、組織の中の位置付けによってWEB会議ができたりできなかったりすることには矛盾を感じますので、やはり横浜市としての方針は、先ほどのセキュリティポリシーの話もありましたけれども、どこかのタイミングでは検討する方がよいのではと感じています。

(所管課) しかるべき所管にそのように伝えておきます。

(中村会長) 色々と意見はありましたが、基本的には所管課できちんと情報管理してください。

(中村会長) それでは、案件6を承認するというところでよろしいでしょうか。

(各委員) <異議なし>

(中村会長) それでは承認といたします。

### 3 報告事項

- (1) 防犯カメラ設置に係る本人外収集及び事務委託についての報告  
横浜市マイナンバーカード臨時申請窓口事務に係る防犯カメラ運用事務
- (2) 電子計算機処理に係る名簿管理についての報告  
乗車券(デジタル版)発売事務
- (3) 法人等の事業活動情報に係る電子計算機処理及び事務委託についての報告  
改正健康増進法に係る届出事務処理業務委託
- (4) 公共事業IT化に係る電子計算機処理についての報告  
電子入札システムによる入札参加資格審査
- (5) システム更新時のデータ移行業務に係る事務委託についての報告  
HDDデータ復旧作業委託
- (6) 個人情報を取り扱う事務開始届出書(4件)

### 4 その他

- (1) 個人情報漏えい事案の報告(令和2年6月20日～令和2年7月22日)
- (2) いじめ重大事態に関する調査結果の市ホームページ等における公表について(報告)
- (3) その他

	<p>(中村会長) それでは、次に「3 報告事項」及び「4 その他」に移りたいと思います。事務局から説明をお願いします。</p> <p>(事務局) 本日の追加配布資料を御覧ください。内容につきましては、担当係長から御説明いたします。</p> <p>(事務局) &lt;資料に基づき説明&gt; 配布資料により内容を御確認いただき、何かお気づきの点がありましたら、事務局まで御連絡をいただければと思います。</p> <p>(中村会長) ただいまの報告につきまして、何かございますか。報告事項及び漏えい事案の報告について了承するというところでよろしいでしょうか。</p> <p>(各委員) &lt;異議なし&gt;</p> <p>(中村会長) それでは了承いたします。</p> <p>(中村会長) 本日予定された議事は以上で終了です。事務局から何かありましたら、お願いします。</p> <p>(事務局) 本日予定された議事は、以上でございますので、次回の日程を確認させていただきたいと思います。 次回の日程でございますが、9月30日水曜日午後2時から、本日と同じくWEB会議での開催となります。申し訳ございませんが、WEB会議システムの接続確認のため、開始の15分前にはWEB会議システムに参加していただきますようお願い申し上げます。 後日、御連絡を差し上げますが、よろしく願いいたします。 事務局からは以上でございます。本日はどうもありがとうございました。</p> <p>(中村会長) それでは閉会とさせていただきます。</p> <p><b>【閉 会】</b></p>
<p>資 料 特記事項</p>	<p>1 資料 (1) 第183回横浜市個人情報保護審議会次第 (2) 第183回横浜市個人情報保護審議会追加資料</p> <p>2 特記事項 次回は令和2年9月30日(水)午後2時から開催予定 (WEB会議の方法により開催予定)</p>

本会議録は令和2年9月30日第184回横浜市個人情報保護審議会において承認を得、確定しました。

署名 中村 俊規